第九十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(3)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第二八〇四・一〇号、第二八〇四・三〇号、第二八〇四・六一号、第二八〇四・七〇号及び第二八〇四・八〇号に該当するもの

二　関税率表第二八・〇六項及び第二八一・二九号に該当するもの

三　関税率表第二八一三・一〇号に該当するもの

四　関税率表第二八・一四項、第二八一五・一二号、第二八一八・三〇号、第二八一九・九〇号、第二八二〇・一〇号及び第二八二五・一〇号に該当するもの

五　関税率表第二八二七・三一号、第二八二七・三五号、第二八二八・九〇号、第二八二八・二九項（第二八二八・一九号を除く。）、第二八三一・一〇号、第二八三三・二四号、第二八三三・三〇号、第二八三四・一〇号、第二八三六・三〇号、第二八三九・九〇号、第二八四〇・三〇号、第二八四一・五〇号及び第二八四一・八〇号に該当するもの

六　関税率表第二八・四三項（第二八四三・二一号及び第二八四三・九〇号を除く。）及び第二八・四七項に該当するもの

第九十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(4)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八　［略］

第九十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(5)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三四・〇三項に該当するものとする。

第九十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(6)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

第九十条　輸出令別表第二の三第二号の二(2)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第二八二九・一一号及び第二八・四七項に該当するものとする。

［新設］

第九十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(3)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八　［略］

第九十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(4)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八　［略］

第九十三条　輸出令別表第二の三第二号の二(5)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三四・〇三項に該当するものとする。

第九十四条　輸出令別表第二の三第二号の二(6)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

第九十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(7)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三七〇一・二〇号、第三七〇一・九一号、第三七・〇二項、第三七・〇三項、第三七・〇五項及び第三七・〇六項に該当するものとする。

第九十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(8)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二十　［略］

第九十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(9)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～九　［略］

十　関税率表第三九一二・一一号、第三九一二・二〇号及び第三九一二・九〇号に該当するもの

十一～十四　［略］

第九十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(10)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八　［略］

第九十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(11)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

第百条　輸出令別表第二の三第二号の二(12)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四五・〇三項及び第四五・〇四項に該当するものとする。

第百一条　輸出令別表第二の三第二号の二(13)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

第百二条　輸出令別表第二の三第二号の二(14)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十三　［略］

第九十五条　輸出令別表第二の三第二号の二(6)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三七〇一・二〇号、第三七〇一・九一号、第三七・〇二項、第三七・〇三項、第三七・〇五項及び第三七・〇六項に該当するものとする。

第九十六条　輸出令別表第二の三第二号の二(7)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～二十　［略］

第九十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(8)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～九　［略］

十　関税率表第三九一二・一一号及び第三九一二・九〇号に該当するもの

十一～十四　［略］

第九十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(9)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八　［略］

第九十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(10)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

第百条　輸出令別表第二の三第二号の二(11)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四五・〇三項及び第四五・〇四項に該当するものとする。

第百一条　輸出令別表第二の三第二号の二(12)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五　［略］

第百二条　輸出令別表第二の三第二号の二(13)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十三　［略］